

令和3年1月8日

社協における新型コロナウイルス感染症対策について

～緊急事態宣言等を受けて

社会福祉法人福生市社会福祉協議会
会長 秋山美左江

国からの「緊急事態宣言」並びに東京都ほか3県が発出した「緊急事態行動」及び東京都からの「緊急事態措置」、福生市等の方針（以下、「発令等」という。）を受け、発令等の期間中（令和3年1月8日から当面の間。以下「期間中」という。）の社協の新型コロナウイルス感染症対策については、次のとおりとする。

1 福祉センター施設の対応について

（1）開館時間の短縮について

期間中、施設の閉館時間について、午後10時とあるのを午後7時までとする。

（月曜日の閉館時間は、通常どおり午後5時15分までとする。）

（2）施設の休止について

令和3年1月12日から当面の間、喫茶たんぼぼ及び老人福祉センター（浴室を含む。）を休止とする。

地域包括支援センター熊川については、令和3年1月12日から同年2月7日までの間、昼時間の窓口業務及び土曜日の業務を休止とする。

2 社協が主催又は共催するイベント等について

「新型コロナウイルスによる感染症に対する社協が主催するイベント等に関する取扱方針」（令和2年2月27日決定）並びに発令等の方針及び国が示すガイドライン等に基づき、期間中は、中止又は延期の対応とする。

3 学童クラブ・輝き市民サポートセンターの対応について

（1）学童クラブ

通常どおりの運営をする。期間中、利用自粛の要請は行わない。

（2）輝き市民サポートセンター

期間中、閉館時間の短縮

施設の閉館時間について、午後10時とあるのを午後7時までとする。

4 社協業務について

令和3年1月12日から、昼時間（12時から13時まで）の窓口業務を休止する。

5 社協職員の勤務体制について

（1）「交代制在宅勤務」の実施

令和3年1月12日から、可能な範囲で「交代制在宅勤務」を実施する。

（2）「時差出勤」の導入

感染予防、感染拡大防止の見地から、電車通勤の職員のほか、必要と認める職員については、令和3年1月12日から当分の間、「時差出勤」を導入する。

（3）感染予防・感染拡大防止環境の維持

職員は、手洗い等の手指衛生、咳エチケット、業務時のマスクの着用はもとより、ソーシャルディスタンスの確保、職場の換気などを励行し、感染予防・感染拡大防止に資する環境を維持するものとする。

6 福祉センター内等の対応について

（1）福祉センター内会議等の自粛、代替等について

期間中、福祉センター内部における会議等（審議会等を含む。）については、書面開催又は延期などの措置をとり、感染リスクを回避する。

ただし、特に必要な場合は必要最低限の範囲で実施するものとする。

（2）出張等について

期間中、出張等の自粛、電話やメール等での連絡等の対応を継続し、感染リスクを回避する。

7 その他

（1）感染者が社協に発生した場合の対応について

今後、社協に関係する者が感染した場合において、濃厚接触者の有無等、更なる感染拡大のおそれがある状況にあるときは、その影響の度合いを勘案し、速やかに、休業その他の感染防止に資する対応をとり、感染の拡大を防ぐための措置を講じるものとする。

（2）柔軟かつ速やかな対応

市民の健康の確保、感染予防及び感染拡大防止を第一に、今後の国、東京都、福生市等の方針や市内における感染状況等を踏まえ、柔軟かつ速やかに、支援施策その他の社協の対策について、必要な措置を講じるものとする。